十八条第一項	総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額
	課税総所得金額	課税総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（以下「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（以下「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）
十八条第一項	課税総所得金額	課税総所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額
第三章第一節（税率）		第三章第一節（税率）並びに租税特別措置法第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項

に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項の次に次のように加える。

第二百五十八条第四項第一号イ	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額

第二十五条の十二の二第二十四項の表第二百六十一条第一号の項中「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」を「租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第七項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」に改め、「（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」及び「（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」を削る。

第一条中租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三第八項の改正規定の次に次のように加える。

第二十六条の三十二第三項中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改める。

第一条のうち、租税特別措置法施行令第二十七条の四第七項の改正規定中「第二十七条の四第七項」を「第二十七条の四第三項」に改め、同条第八項第七号の改正規定を削り、同項第八号の改正規定中「同項第八号」を「同条第八項第八号」に改める。

第一条のうち租税特別措置法施行令第二十七条の十三第二項の改正規定中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「及び「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節の規定」とあるのは「前節の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定及び同項各号に掲げる規定」とする」に」を削る。

第一条中租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の二の改正規定を次のように改める。

第三十九条の三十五の二第十二項を削り、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項を削る。

第一条のうち租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の三の改正規定中「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十項から第十二項まで」を「同条第十一項から第十三項まで」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

第一条のうち租税特別措置法施行令第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項を改め、同条の次に一条を加える改正規定中「改め、同条の次に次の一条を加える」を「改める」に改め、第三十九条の百二十六の二を第三十九条の百二十六の四とし、同条の前に次のように加える。

第三十九条の百二十六の三の次に次の一条を加える。

第一条中租税特別措置法施行令第三十九条の百二十九及び第三十九条の百三十を削る改正規定を次のように改める。

第三十九条の百二十九第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三十九条の百三十第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第一条第六号中「第四十四条」に改める部分を除く。）」の下に「、同令第二十五条の八第十六項の改正規定、同令第二十五条の十二の二第二十四項の改正規定、同令第二十六条の三十二第三項の改定規定」を加え、「第二十七条の四第七項」を「第二十七条の四第三項」に改め、「、同条第八項第七号の改正規定」及び「、同令第二十七条の十三第二項の改正規定（「第四十二条の四の二第四項」を「第四十二条の四の二第五項」に、「第四十二条の六第十項」を「第四十二条の六第十九項」に、「第四十二条の十一第十項」を「第四十二条の十第十二項、第四十二条の十一第十一項」に、「及び第四十二条の十二の四第六項」を「、第四十二条の十二の四第六項及び第四十二条の十二の五第十五項」に改める部分を除く。）」を削り、「第三十九条の百二十六」を「第三十九条の百二十六の三」に、「並びに同令第三十九条の百二十九及び第三十九条の百三十を削る改正規定」を「、同令第三十九条の百二十九の改正規定並びに同令第三十九条の百三十の改正規定」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十九号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第六号及び第十三号、第三条第一項及び第四項、第四条の二第三項、第六条第一項（同法第六条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第五項（同法第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の二第三項並びに第六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。